

国設知床鳥獣保護区

特別保護地区

指定計画書（案）

平成 年 月 日

環 境 省

第1 記載内容

1 国設鳥獣保護区特別保護地区の名称

国設知床鳥獣保護区特別保護地区

2 国設鳥獣保護区の設定区分

希少鳥獣生息地の保護区

3 国設鳥獣保護区特別保護地区の区域

知床鳥獣保護区のうち北海道斜里郡斜里町所在国有林310林班八小班、311林班イ小班、313林班イ小班、325林班口小班、327林班イ小班、328林班イ小班、330林班イ小班、331林班イ小班、332林班イ及びハの各小班、333林班イ小班、334林班イ小班、335林班、336林班イ及び口の各小班、337林班、338林班イ小班、340林班イ小班、341林班イ及びニの各小班、342林班イ及び口の各小班、343林班口小班、344林班口小班、345林班から375までの各林班、378林班イ小班並びに379林班イ小班、380から381の各林班の区域、目梨郡羅臼町所在国有林210林班は及びイ1の各小班、214林班い1及びイの各小班、217林班イ小班、221林班イ小班、222林班イ小班、225林班イ及び口の各小班、231林班口小班、233林班イ小班、234林班イ小班、235林班イ小班、237林班イ小班、240林班イ小班、242林班イ小班、243林班イ小班、245林班イ小班、246林班イ小班、247林班イ小班、248林班イ小班、249林班イ小班、250林班イ及び口の各小班、251林班イ小班、252林班イ小班、253林班イ小班、254林班イ小班、259林班イ小班、260林班イ小班、261林班イ小班、262林班イ小班、263林班イ小班、265林班イ小班、266林班イ小班、267林班イ及び口の各小班、269林班イ小班、270林班イから八までの各小班、271林班イ小班、272から275までの各林班の区域並びに斜里郡斜里町大字遠音別村岩尾別105番地、106番地、356の1から3までの各番地、357の1番地、357の2番地、358の1番地、358の2番地の区域及びこれらの区域に隣接した財務省所管の国有地（通称「知床五湖」）の区域、並びに知床岬灯台及び灯台管理用通路敷の国土交通省所管の国有地、ポンプタ川からタキノ川間の道有地、知床半島の斜里郡斜里町側に位置する岩礁のうち、鮎岩、加^ルワラ、イ^シハ^ワラ、通称モリワの国有地。

4 指定理由

知床半島には、天然のエゾマツ、トドマツなどの針葉樹をはじめ、ミズナラ、ダケカンバ等の広葉樹の大径木が残存しており、海岸部から高山帯まで連続した自然植生が見られ、優れた森林生態系が保持されている地域とされている。また、シマフクロウ、オジロワシ、オオタカ、クマガラなどの希少鳥獣も多種確認されており、ウミウやオオセグロカモメなど海鳥類の集団繁殖地として、千島列島と北海道を結ぶ渡り鳥の重要な場所として、また、ヒグマの生息密度でも最も高い地域とされている。

さらに、50～100メートルの海蝕断崖が連なる知床半島西岸においては、直接滝となって海に流れ込む河川が多い中、河川勾配の緩やかな河川もあり、サケ科の魚類の自然遡上が多く見られるなど、河川生態系も良好に保存されている。

このように、本地域は、海岸の波打ち際から半島脊梁部の高山帯・亜高山帯に至るまで連続的に原始性の高い植生環境が残り、また、サケマス類を基盤とする食物連鎖が顕著に見られ、これらの頂点に位置するヒグマ、シマフクロウ、オジロワシなどの生息を可能にしている地域である。

また、知床半島の山岳地帯は海に囲まれていることから、植物の垂直分布が同緯度地域よりも下がっていることが特徴であり、鳥獣の生息も同様で、ヒグマや一部の鳥類のように海岸から高山帯まで横断的に利用している種も多く、重要な役割を果たしている。

これらの地域のうち、特に生態系の環境が良好で、野生鳥獣の生息や繁殖などの場として重要な地域を特別保護地区に指定する。

5 国設鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 23,630 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野

23,620 ha

農耕地	-	ha		
その他	10	ha		
イ 所有者別内訳				
国有地	22,407	ha		
{ 国有林	林野庁所管	22,377	ha	{ 制限林地 8,363ha (保安林 8,363ha)
{ 財務省所管		29	ha	{ 普通林地 14,014ha
{ 国土交通省		1	ha	{ (普通林地 29 ha)
				{ (普通林地 1 ha)
地方公共団体有地	1,213	ha	{ 都道府県有地 1,162 ha	{ 制限林地 91 ha (保安林 91ha)
			{ 市町村有地等 51 ha	{ 普通林地 1,071 ha
私有地等	10	ha	(普通林地 10 ha)	
ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域				
自然公園法による地域	23,627	ha	特別保護地区	23,332
			特別地域	295
			普通地域	-

6 国設鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成13年11月1日から平成33年10月31日まで

7 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国設鳥獣保護区特別保護地区の位置

ア 国設鳥獣保護区の位置

知床半島は、北海道の東北端から北北東に突き出した半島で、長さ約6.5km、幅約2.5kmほどであり、突端に近づくに従って狭くなっている。西側はオホーツク海に面し、東側は根室海峡を隔てて国後島に相對している。

知床半島の中央山岳稜線を境に西側は斜里郡斜里町に、東側は目梨郡羅臼町に属している。

イ 地質、地形等

地質は、新第三紀層を第四紀洪積世の火山噴出物が覆い、紫蘇輝石安山岩の溶岩流及び同質の集塊岩・碎屑岩からなっている。

地形は、新第三系の山脈が基盤をなしており、その中軸沿いに噴出した多数の第四紀の火山活動によって現在の半島が形づくられている。中央山岳は、知床岳・知床硫黄山・羅臼岳・遠音別岳・海別岳などの第四紀火山が並んでいる。

知西別岳中腹の標高700mにある羅臼湖は、周囲が中層湿原となっている。また、知床五湖は、溶岩台地の上に形成された湖沼群であり、これらの他に小さな湖沼が森林帯や高山帯に多数散在している。

海岸の地形は、海蝕による断崖や集塊岩の独立岩など複雑で変化に富んでいる。半島を流れる河川は中軸の火山群に源をもち、流路は短く急流が多い。

ウ 植物相の概要

海岸線から標高1250m～1660mほどの間にある高山まで極めて変化に富んでおり、海岸部においては、海岸植物群落が、また、森林帯にはエゾマツ・トドマツなどの針葉樹林やミズナラ・イタヤカエデなどの広葉樹が、さらにこれを越える地帯ではハイマツ帯から高山植物群落へと植物相の変化が見られ、優れた森林生態系が保持されている。

本特別保護地区面積の9割を占める国有林は、「知床森林生態系保護地域」に設定（平成2年）されている。

エ 動物相の概要

北海道全域にかけて生息していた陸生ほ乳類及び鳥類の殆どすべての種が当地域には残されている。特に鳥類の場合は、現在北海道のごく限られた地域にしか生息していない希少種であるオジロワシとシマフクロウが繁殖している。

また、サケ科の魚類の自然遡上が多く見らなど河川生態系も良好に保存されており、食物連鎖の頂点に位置するヒグマの生息を可能にしており、我が国でも極めて貴重で多様な自然生態系地域である。

食物連鎖の高位に位置するこれら野生動物が生息することは、その餌となる動物相が豊富に残されていることを示している。

さらに知床半島沿岸海域は、鳥類・魚類・海獣類が季節移動するコースに当たっているため、渡りや回遊の時期には、当地域・海域に莫大な生物集団が集中することも当地域の特性である。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

【アビ科】	アビ・オオハム・シロエリオオハム・ハシジロハビ
【カイツブリ科】	○カイツブリ・ハジロカイツブリ・ミミカイツブリ・アカエリカイツブリ・カンムリカイツブリ
【ミズナギドリ科】	フルマカモメ・アカアシミズナギドリ・ハイイロミズナギドリ・ハシボソミズナギドリ
【ウミツバメ科】	ハイイロウミツバメ・コシジロウミツバメ
【ウ科】	○ウミウ・ヒメウ・チシマウガラス
【サギ科】	ミゾゴイ・アカガシラサギ・アマサギ・チュウサギ・コサギ○アオサギ
【ガンカモ科】	コクガン・マガン・ヒシクイ・コブハクチョウ・オオハクチョウ・コハクチョウ・オシドリ○マガモ・カルガモ・コガモ・トモエガモ・ヨシガモ・オカヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・クビワキンクロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・ビロードキンクロ○シノリガモ・コオリガモ○ホオジロガモ・ミコアイサ・ウミアイサ・カワアイサ
【タカ科】	ミサゴ・トビ○オジロワシ○オオワシ・オオタカ・ツミ・ハイタカ・ケアシノスリ・ノスリ・クマタカ・カラフトワシ・ハイイロチュウヒ・チュウヒ
【ハヤブサ科】	シロハヤブサ・ハヤブサ・チゴハヤブサ・コチョウゲンボウ・チョウゲンボウ
【ライチョウ科】	エゾライチョウ
【キジ科】	ウズラ・キジ
【ツル科】	タンチョウ
【クイナ科】	クイナ・ヒメクイナ・バン・ツルクイナ・オオバン
【チドリ科】	コチドリ・シロチドリ・メダイチドリ・ムナグロ・ダイゼン
【シギ科】	キョウジョシギ・トウネン・ヒバリシギ・ハマシギ・オバシギ・ミユビシギ・キリアイ・ツルシギ・アオアシシギ・タカブシギ・キアシシギ・イシシギ・チュウシャクシギ・ヤマシギ・タシギ・ハリオシギ・チュウジシギ・オオジシギ・アオシギ
【セイタカシギ科】	セイタカシギ
【ヒレアシシギ科】	ハイイロヒレアシシギ・アカエリヒレアシシギ
【トウゾクカモメ科】	トウゾクカモメ・クロトウゾクカモメ
【カモメ科】	○ユリカモメ・ホイグリンカモメ・セグロカモメ○オオセグロカモメ・ワシカモメ○シロカモメ・アイスランドカモメ・カモメ・ウミネコ・ミツユビカモメ・ヒメクビワカモメ・ゾウゲカモメ・ハジロクロハラ アジサシ・アジサシ
【ウミスズメ科】	ウミガラス・ハシブトウミガラス・ウミバト・ケイマフリ・マダラウミスズメ・ウミスズメ・エトロフウミスズメ・コウミスズメ・ウミオウ

	ム・ウトウ・ツノメドリ・ <u>エトピリカ</u>
【ハト科】	○キジバト・アオバト
【カッコウ科】	ジュウイチ・カッコウ・ツツドリ・ホトトギス
【フクロウ科】	シロフクロウ・ <u>ワシミミズク</u> ・ <u>シマフクロウ</u> ・トラフズク・コミミズク・コノハズク・オオコノハズク・キンメフクロウ・アオバズク・フクロウ
【ヨタカ科】	ヨタカ
【アマツバメ科】	ハリオアマツバメ○アマツバメ
【カワセミ科】	ヤマセミ・アカショウビン・カワセミ
【ヤツガシラ科】	ヤツガシラ
【キツツキ科】	アリスイ・ヤマゲラ・ <u>クマゲラ</u> ・アカゲラ・オオアカゲラ・コアカゲラ・コゲラ
【ヒバリ科】	ヒバリ
【ツバメ科】	ショウドウツバメ・ツバメ・コシアカツバメ○イワツバメ
【セキレイ科】	ツメナガセキレイ・キセキレイ○ハクセキレイ・セグロセキレイ・ピンズイ・タヒバリ
【ヒヨドリ科】	ヒヨドリ
【モズ科】	モズ・アカモズ・オオモズ
【レンジャク科】	キレンジャク・ヒレンジャク
【カワガラス科】	○カワガラス
【ミソサザイ科】	ミソサザイ
【イワヒバリ科】	イワヒバリ・カヤクグリ
【ツグミ科】	コマドリ・ノゴマ・コルリ・ルリビタキ・クロジョウビタキ・ジョウビタキ・ノビタキ・イソヒヨドリ・トラツグミ・マミジロ・クロツグミ○アカハラ・シロハラ・マミチャジナイ・ツグミ・ノハラツグミ
【ウグイス科】	ヤブサメ○ウグイス・エゾセンニュウ・シマセンニュウ・マキセンニュウ・コヨシキリ・オオヨシキリ・メボソムシクイ・エゾムシクイ・センダイムシクイ・クキイタダキ
【ヒタキ科】	○キビタキ・オオルリ・サメビタキ・エゾビタキ・コサメビタキ
【エナガ科】	エナガ
【シジュウカラ科】	ハシブトガラ・コガラ・ヒガラ・ヤマガラ○シジュウカラ
【ゴジュウカラ科】	○ゴジュウカラ
【キバシリ科】	キバシリ
【メジロ科】	メジロ
【ホオジロ科】	シラガホオジロ・ホオジロ・ホオアカ・カシラダカ・ミヤマホオジロ・ツマアオジ○アオジ・クロジ・オオジュリン・ツメナガホオジロ・ユキホオジロ
【アトリ科】	アトリ・カワラヒワ・マヒワ・ベニヒワ・ハギマシコ・オオマシコ・ギンザンマシコ・イスカ・ナキイスカ・ベニマシコ○ウソ・イカル・シメ
【ハタオリドリ科】	ニュウナイスズメ・スズメ
【ムクドリ科】	コムクドリ・ムクドリ
【カラス科】	カケス・カササギ・ホシガラス・ハシボソガラス○ハシブトガラス・ワタリガラス

イ 獣類（7科23種）

【ヒナコウモリ科】	ホオヒゲコウモリ・ <u>ヒメホオヒゲコウモリ</u> ・モモジロコウモリ・ドーベントンコウモリ・カグヤコウモリ・ <u>ヒメホリカワコウモリ</u> ・ウサギコウモリ・ <u>チチブコウモリ</u> ・コテングコウモリ
【ウサギ科】	エゾユキウサギ
【リス科】	エゾリス・エゾシマリス・エゾモモンガ
【イヌ科】	キタキツネ・エゾタヌキ
【クマ科】	ヒグマ
【イタチ科】	エゾオコジョ・キタイイズナ・ニホンイタチ・アメリカミンク・エゾクロテン・ラッコ
【シカ科】	○エゾシカ

- ・ 印は一般的に見られる鳥獣。
- ・ アンダーラインは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第1項大2号の規定により環境大臣がその保護繁殖を特に図ることが必要として定めた鳥獣（平成12年2月16日環境庁告示第

6号)及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3)当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内における、農林水産物の被害防止のための有害駆除の許可はない。

8 鳥獣法第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣保護繁殖に必要な施設を設置したことなどにより、通常生ずる損失を補償する。

9 国設鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 10 本

巢 箱 7 個